

## 議案第89号及び第90号関連資料

### 特別職及び一般職の職員に係る給与関係条例及び退職手当条例の改正案の概要

#### 1 改正理由

本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、特別職の期末手当並びに一般職の期末勤勉手当、給料月額等を改定するほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 期末勤勉手当の支給月数の改定

① 特別職及び一般職の年間支給月数を0.05月引き上げます。

(月数)

		2025年度			2026年度以降		
		現行	改正後	増減	現行	改正後	増減
特別職	6月	2.275	2.275	0	2.275	2.300	+0.025
	12月	2.275	2.325	+0.050	2.275	2.300	+0.025
	計	4.550	4.600	+0.050	4.550	4.600	+0.050
一般職	6月	2.300	2.300	0	2.300	2.325	+0.025
	12月	2.300	2.350	+0.050	2.300	2.325	+0.025
	計	4.600	4.650	+0.050	4.600	4.650	+0.050

② 市議会議員の期末手当については、「明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき、特別職の改定にあわせた取扱いとなります。

③ 再任用職員についても、人事院勧告を踏まえ、年間支給月数を0.05月引き上げます。

##### (2) 一般職の給料月額の引上げ

行政職給料表については、再任用職員を含み、8,300円から13,600円の給料月額の引上げ（平均3.2%引上げ）を行います。

その他の給料表についても同様の引上げを行います。

##### (3) 通勤手当の引上げ

交通用具利用者の通勤手当額を距離区分に応じて引き上げ、2026年度からは距離区分の上限を新設します。

①距離区分に応じて200円～7,100円引上げ

②距離区分の上限を60kmから80kmに引上げ（5km刻み）

##### (4) 任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の給与改定

一般職の給与改定に準じて、給料表及び期末勤勉手当の支給月数の改定を行います。

##### (5) その他上記改定に伴う規定整備等

(6) 改定所要額（全会計ベース）

2025年度：約6億2,200万円、2026年度：約8億6,000万円

(7) 勤奨退職の割増算の廃止

長年にわたり培ってきた技術やノウハウを持つ職員の流出抑制を目的として、勤奨退職時に60歳到達前1年につき3%を給料月額に乘じる割増算を廃止し、定年退職と同じ計算方法で支給します。

(参考) 現行の退職事由別退職手当の計算方法

退職事由	計算方法
普通退職	退職時給料月額×普通退職の手当支給率+調整額
定年退職	退職時給料月額×定年退職の手当支給率+調整額
勤奨退職	退職時給料月額×定年退職の手当支給率×割増算率+調整額

### 3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例（議案第89号）
- (2) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例（議案第89号）
- (3) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例（議案第89号）
- (4) 明石市立学校職員の給与等に関する条例（議案第89号）
- (5) 明石市特別職の職員の給与に関する条例（議案第90号）
- (6) 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例（議案第90号）
- (7) 明石市職員退職手当条例の一部を改正する条例（議案第89号）

### 4 施行期日

公布の日。2(2)、(3)①及び(4)に係る改正規定は、2025年4月1日から適用し、2(1)及び(4)の2025年12月期の期末・勤勉手当に係る改正規定は2025年12月1日から適用します。

ただし、2(1)及び2(4)の2026年6月期の期末・勤勉手当に係る改正規定、2(3)②については、2026年4月1日施行、2(7)については、2027年4月1日施行とします。